

鹿児島地方・家庭裁判所委員会議事概要

(地裁第7回/家裁第8回)

1 開催日時

平成19年5月24日(木)午前10時から正午まで

2 場 所

鹿児島地方裁判所大会議室

3 出席者

(地裁委員) 井上繁規(委員長), 江口まさよ, 高野 裕, 辰村吉康
たもつゆかり, 中村憲一, 牧 公子, 増田秀雄

(家裁委員) 井上繁規(委員長), 岩切尚子, 緒方直人, 増田 博
光安善樹、餅原尚子, 渡部市郎

(庶 務) 地家裁事務局長, 民事首席書記官, 刑事首席書記官
家裁首席書記官, 首席家裁調査官, 地家裁総務課長

4 議事

(1) 新委員自己紹介(中村憲一, 光安善樹, 渡部市郎)

(2) 議事

別紙のとおり(委員長, A~K)

(3) 次回期日

平成19年12月20日(木)午前10時から正午まで

(4) 次回テーマ

裁判員裁判の模擬評議について

(別紙)

【今回テーマ】

裁判員制度における - 「環境整備」について -

(1) 環境整備について

裁判員制度では、広範な層の国民に裁判員として参加していただくことが大切です。そして、国民の意識をよりよく反映した裁判を実現するためには、育児・介護等を担う国民のための支援サービスの充実といった社会環境の整備や、有権者の約5割をかかえる企業に対する特別な休暇制度の創設の働きかけが必要不可欠となります。

新聞等の世論調査を見ても、裁判員制度自体に対する理解は深まりつつあるものの、実際に裁判員として参加できるかという点、自分に置かれた環境が裁判員として参加するには十分整備されていないことを理由に、消極意見を唱える国民が多い状況にあります。この環境整備の問題は、最高裁を中心とした中央レベルでの取組も進めているところですが、ここ鹿児島でも様々な取組を行っています。その一つとして、私が検事正や弁護士会長とともに、昨年12月から本年4月までの間に、鹿児島市内に本社を有する地元有力企業3社を直接訪問して社長や人事担当者等と面接し、経営者の方々に制度の意義や従業員が裁判に参加する意義等について説明するとともに、裁判員となるための休暇制度の導入など、勤労者の方々が裁判に参加しやすい環境作りについて協力を依頼しました。

その結果、現在、南日本銀行などから、特別休暇の新設の報告がなされている状況です。

A 事務所職員に「もし、裁判員に選ばれたらどうする。」と問いかけると参加したいという人もいれば、参加したくないという人もいます。制度への関心は大分広がっていると思いますが、裁判員裁判は、なぜ罪の軽い事件から行わないのでしょうか。また、一般の国民は量刑についてはよく分からないと思いますが、裁判官は裁判員に量刑の説明を行うのですか。

B 罪の重い事件の方が国民の関心が高いことから、裁判員裁判に参加することに意義を見出せるからだと思います。また、量刑については、これまでの量刑のあり方を過度に裁判員に示すのは相当ではないと思いますが、不公平なものにならないようにすることも必要ですから、量刑の傾向のおおざっぱなものを説明することになると思います。細かな資料を見せることは、一般の人の感覚を取り入れられないと思います。

C 検察庁としては、評議内容が見れないので、適正な量刑になるよう何らかの形で示すことができないかと検討しているところです。

会社の従業員や育児、介護を抱える方が安心して参加できる環境について、どう考えますか。

D 私の会社には約40人の従業員がいますが、まだ参加について意識が薄く、自分のこととして考えられないようです。

また、育児、介護については、家族の理解と協力が必要であり、親子や知人が見てくれる場合はいいですが、事情があって離れられない時は、参加の負担は軽減されるべきではないでしょうか。

E 当社については、環境整備に関してすべてクリアされていると思います。

F 子育て中の母親が裁判に参加しようとしていたところ、当日子供が熱を出したりすることは当然起こりうると思いますが、選任手続では、裁判長は裁判員候補者に対して、どのような質問を行って裁判員を選任するのですか。

B 基本的には、ネガティブチェックで適正でない人はずすことになると思います。例えば、報道などによって、被害者が犯人だとか犯人でないとかいう固まった考えを持っている人や、法律に従って裁判することができないと考えられるような事情がある人です。ただ、このような場合は、検察官や弁護人の拒否権によってはずすことが理想だと思います。

D 裁判員として参加する予定だったのに、突発的な事由、例えば発熱等で参加できなくなったら、処罰を受けるのですか。

やむを得ない場合は処罰を受けることはないと思います。このようにやむを得ない事情で裁判員が欠けた場合は、補充裁判員が裁判員に選ばれることになります。

G 選任手続で、死刑制度について反対ですと答えた場合、裁判員からはずされるのですか。

B 死刑の適用が問題になるような事件は、おそらく裁判員制度の対象事件の中でも限られていると思いますが、選任手続の中で、死刑制度について反対か賛成かと質問する必要はないと思っています。

H 私の職場は15人全員裁判員制度のことを知っていますが、実際参加してみたいと述べた人は5人でした。参加したくない理由は、日程調整が難しいという人や、自分で判断できるだろうかといった心理的不安を持つ人が多いようでした。

I 県内は中小企業が多く、就業規則のない企業もあります。そのような鹿児島の状況を考えると、今後は中小企業の理解を得る必要があると思います。

今後は、中小企業にも目を向けていきたいと考えています。

(2) 裁判員制度全国フォーラム(1月28日開催)について

I パネリストとして参加しましたが、制度は浸透してきているにもかかわらず、参加意欲が醸成されないのは、制度を知れば知るほど、心理的不安が増えていくからだと感じました。今後の広報の在り方として、具体的にになった不安を解消していくとともに、問い(国民)の立場にたって、その問いに答えていくPRや啓発を行っていくのが効果的であると思います。また、長期的な視点からは、今後は法教育にも取り組んでいくべきだと思います。

J 心理的不安を抱える人の中には、犯罪被害者もいます。犯罪被害者は、出頭や守秘義務という言葉、マスコミ報道に対してもストレスや過剰反応を示します。環境整備の中には、そういう不安を取り除く窓口も必要なのではないかと思います。

そのような窓口も今後検討していきたいと思っています。

(3) 裁判員裁判模擬裁判(2月29日開催)について

D 評議を傍聴して、もし制度に後ろ向きな人が裁判員に参加した場合に、どれだけ意見を拾い出せるだろうかと思いました。今後は、そのような人を対象に模擬裁判を行うのはどうでしょうか。

- K 事実認定まではスムーズでしたが、量刑については時間が足りなかったようでした。一般に量刑に関心が高いと思いますので、量刑に時間を割いた方が臨場感があったのではないかと思います。また、志學館大学でも、模擬裁判を小学校や中学校で行えればと思っています。
- H 裁判員裁判の模擬裁判の傍聴は初めてでしたが、勉強になりました。志布志市でも模擬裁判が行われたことが新聞に取り上げられていましたが、自治体で取り上げてもらうことも波及効果があると思います。

(以上)